

リュウピーネット配信情報（特殊詐欺情報）

発信年月日	平成29年12月19日
題名	県内にサギの葉書が大量に郵送！
情報の内容	<p>12月18日から19日にかけて、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれた葉書が届いたとの相談が、県内全域から約60件寄せられています。葉書に記載された連絡先に電話をかけてしまうと、犯人は、「裁判を止めるために弁護士を紹介する」などと話し、紹介された弁護士（別の犯人）に電話をかけると、供託金などの名目で現金を支払うよう要求し、13桁の番号をメモさせ、コンビニに行って支払うよう指示をしてくれます。これは、コンビニ代行決済サービスを悪用したサギです！裁判に関する連絡が葉書で届くことはありません。葉書を見て不安になったとしても、記載された連絡先には絶対に電話せず、遠慮なく警察に相談してください。また、このようなサギの葉書は女性宛に多く届いていますので、女性は特に注意してください。</p>

詐欺をシャットアウト！



相談は、各警察署 または #9110まで

実際に相談者宅に届いたハガキ

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月20日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関 [REDACTED]
取り下げ等のお問合せ窓口 03-4330-[REDACTED]
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

こんなハガキが届いたら、間違いなく
詐欺です。
遠慮なく、警察に相談してください。

